

(別紙)

諮問番号：令和4年諮問第3号

答申番号：令和4年答申第5号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当ではない。

第2 事案の概要

本件は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受ける審査請求人が不正な手段により保護を受けたとし、不正受給に相当する費用を徴収するためとして、○市長（以下「処分庁」という。）が平成29年1月10日付けで審査請求人に対しなした法第78条第1項の規定による費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）について、当該不正の事実はないとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 平成26年11月13日、審査請求人は、○市福祉事務所長に対し、法に基づく保護を申請し、同事務所は、同日付けで審査請求人の保護を開始した。
- 2 平成26年11月25日、○市福祉事務所は、審査請求人に対し、収入申告等に係る法第61条の届出義務について説明し、審査請求人は、その旨を確認したことを示す署名文書（以下「法第61条確認書」という。）を同事務所に提出した。
- 3 2の後、本件処分に至るまでの間の審査請求人に係る保護の状況は、次のとおりであった。
 - (1) 平成26年11月13日～平成27年3月1日（○市福祉事務所として保護廃止）
 - (2) 平成27年3月1日（○に転居し、○市福祉事務所（以下「本件保護実施機関」という。）において保護開始）～平成27年8月1日（保護廃止。ただし、同年5月23日から○のため保護停止）
 - (3) 平成27年10月7日（○により審査請求人の妻（以下単に「妻」という。）の保護世帯に編入）～平成27年12月24日（○により保護廃止）
 - (4) 平成28年2月16日（○により妻の保護世帯に編入）～平成28年6月1日（○により保護廃止）
- 4 平成28年4月27日、本件保護実施機関は、保護世帯主である妻に対し、収入を適正に申告するよう指導した。また、同日、本件保護実施機関は、○銀行（以下「本件金融機関」という。）に対し、審査請求人の口座の取引履歴を確認するため、法第29条の規定による調査（以下「法第29条調査」という。）を行った。

- 5 平成28年5月16日、本件保護実施機関は、妻に対し、収入申告及び資産報告のための来所を求め、その際には、審査請求人及び妻の通帳をともに記帳の上持参するよう指導した。
- 6 平成28年5月17日、妻が本件保護実施機関に来所し、資産報告書は提出されたが、審査請求人の過去1年間の通帳及びキャッシュカードに関しては紛失したとする旨の申立てがあった。
- 7 平成28年5月23日、本件保護実施機関は、本件金融機関から4による法第29条調査の回答を受理し、審査請求人の過去1年間の取引履歴に、個人名での複数の入金を確認した。
- 8 平成28年6月2日、本件保護実施機関は、審査請求人の妻に対し、審査請求人の通帳が自宅にあれば持参するよう求め、口座への無申告の入金に相当する額については、保護費返還の対象となることを説明した。
- 9 平成28年6月20日、本件保護実施機関は、本件金融機関に対し、更に審査請求人の口座の1年以上前の取引履歴を確認するため、法第29条調査を行った。
- 10 平成28年6月27日、本件保護実施機関は、本件金融機関から9による法第29条調査の回答を受理し、審査請求人の通帳取引履歴に、平成27年1月23日の〇市臨時福祉給付金（以下「臨時福祉給付金」という。）の入金並びに平成27年2月から4月まで並びに平成28年2月、4月及び5月における個人名での計11回の入金（いずれも申告のない入金）を確認した（以下これらの入金に係る審査請求人の収入を「本件未申告収入」という。）。
- 11 平成28年9月30日、本件保護実施機関は、本件未申告収入について、法第78条第1項の規定により費用徴収決定を行う方針を確認した。
- 12 平成29年1月10日、処分庁は、本件未申告収入に相当する額について本件処分を行い、同月26日、本件処分に係る決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）を妻に交付した。なお、同年2月16日、本件保護実施機関は、妻から本件決定通知書を審査請求人に送付した旨を聴取した。
- 13 平成29年3月24日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の理由により、本件処分の取消しを求めるというものである。

- (1) 本件未申告収入とされた収入のうち、臨時福祉給付金の入金については、その申請を行った事実をケースワーカーに口頭で伝えているから、不正の事実はない。
- (2) 本件未申告収入があるとされた期間においては、通帳への記帳をしなかったため、保護費のほか、(1)と(4)の入金分を除いては、口座への入金があった事実自体を知らないから、これらについて不正の事実はない。知人にキャッシュカードを何度か渡したことがあるので、その知人が入金に関与していると思われるが、これらは、そもそも自己の収入ではない。
- (3) 口座への入金があるとややこしくなるとは聞いたことがあるが、口座からの送金については問題があると聞いたことがない。
- (4) 本件未申告収入とされた収入のうちに、知人に預けていた金銭の受取り又は知人

への貸付けの返済金の受取りための入金があったのは事実であるが、私になされた福祉事務所の説明を踏まえると、申告の必要がある収入は就労収入のことをいうものと理解したものであり、そうすると、これらの入金は、自己の金銭であるから、申告が必要な収入には当たらない。

なお、法第61条確認書について福祉事務所からの説明は受けたが、型どおりの簡単なものに過ぎず、本件処分において本件未申告収入とされた入金も申告が必要であることが分かるような具体的な説明ではなかった。

(5) 処分庁の主張に反論しようにも、口座の取引履歴を確認することができておらず、反論のしようがない。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

(1) 審査請求人は、福祉事務所から法第61条確認書の内容について説明を受けた上で自署しており、収入申告義務の内容について十分に理解していたが、知人から送金された事実があるにもかかわらず、収入がない旨が記載された収入申告書を提出し、及び資産申告書にもこれらに係る記載がなかった。

(2) その結果、保護費の過払が生じたのであるから、法第78条第1項の要件たる不実の申請その他不正の手段により保護を受けたものに当たる。

第5 本件に係る法令の規定等

1 法令の規定

(1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と保護の補足性を規定している。

被保護者の状況については、法第25条第2項は、保護の実施機関に対し、「常に、被保護者の生活状態を調査」することを求める一方、極めて多数に上る被保護者の状況の変化を自らの調査だけで把握することは困難であるから、法第61条において、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」とする届出義務を規定している。

(2) 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収する（略）ことができる。」と規定している。

2 関係通知

法第78条第1項の規定の適用に関しては、平成18年3月30日社援保発0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」のIVの4の(1)の注において、「不実の申請その他不正の手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれるとされ、さらに、平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護

局保護課長通知「生活保護の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（以下「平成24年課長通知」という。）においては、同項の規定を適用する際の基準として、

「(略) 被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法第63条の適用が妥当であるが、法第78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき
 - ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
 - ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
 - ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」
- と規定している。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件処分による返還請求の対象である審査請求人名義の口座への入金は、全て審査請求人が保護を受けていた期間中のものである。たとえ、キャッシュカードを知人に貸したことがあったとしても、当該口座は審査請求人が自らの意思で第三者に利用させていたのであるから、当該口座及びキャッシュカードは審査請求人の管理下にあり、利用可能であったといえる。

審査請求人は、当該口座の取引履歴を記帳しておらず、入金について認識していなかった旨を主張するが、入金した当日に全額が出金されている場合がほとんどであり、そうでない場合でも数日中に相当額が出金されていることから、入金について認識がなかったとは認めがたい。また、審査請求人から、知人の関与を示す客観的資料の提出もなされていない。

したがって、本件処分による返還請求の対象である審査請求人の当該口座への入金は、法第4条第1項の「利用し得る資産」に当たる。

なお、審査請求人は、キャッシュカードを貸した知人が送金したものであって、審査請求人は関与しておらず、不正受給に当たらない旨も主張するが、「送金」した金銭については、処分庁は返還請求の対象（合計〇円）に含めておらず、「送金」に係る審査請求人の主張は失当である。

イ 審査請求人は、平成26年11月25日付けで〇市福祉事務所長に対し、平成27年10月7日付けで〇市福祉事務所長に対し、申告すべき世帯の収入には、就労による

収入だけでなく全ての収入が含まれる旨を説明された上で、法61条確認書に署名し、提出していることから、収入申告義務について十分認識していたものと認められる。

しかしながら、平成27年1月から4月まで及び平成28年2月から5月までの保護受給期間中、合計〇円が入金されたにもかかわらず、審査請求人及び妻は、収入がない旨が記載された収入申告書を提出している。

そして、平成28年6月27日に、本件金融機関に対する法第29条調査により、本件未申告収入が判明するまで、審査請求人が正確に収入申告をしていたという事実は認められない。

したがって、審査請求人が収入を得た事実を消極的に故意に隠蔽し、「不実の申請その他不正な手段により」保護を受けたと認められるため、当該未申告により生じた保護費の過払分〇円について、法第78条第1項の規定による本件処分を行った処分庁の判断に誤りはない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和4年3月1日 審査庁が審査会に諮問

令和4年3月18日 第1回調査審議（第2部会）

令和4年5月24日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和4年7月20日 第3回調査審議（ 〃 ）

令和4年8月29日 第4回調査審議（ 〃 ）

令和4年9月2日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点について

(1) 本件処分は、本件未申告収入とされた次の入金相当額（計〇円）について、法第78条第1項の規定による費用徴収決定処分がなされたものである。

ア 平成27年1月における〇市からの臨時福祉給付金の入金（1万円）

イ 平成27年2月から4月まで並びに平成28年2月、4月及び5月における個人名での計11回の入金（計〇円）

(2) 本件処分の実体上の争点は、同項及び関係通知等の規定に照らし、審査請求人が「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえるかどうかである。

ところで、審査請求人は、本件処分がなされた当時、○中であって、本件決定通知書も妻を通じて送付されたものであったが、審査請求人は、第4の1の(5)において述べるとおり、「口座の取引履歴を確認することができておらず」と主張するほか、本件処分の基礎事実である「不正に申告しなかった」とされた各入金に関し、具体的にどの入金が問題とされているのかについての理解が十分でないように見受けられる部分がある（例えば、審理手続においても、入金と出金（口座への送金と口座からの送金）に係る主張上の齟齬が生じている部分がある（第4の1の(3)、第6の1の(2)のアの第4段目等)。）。

本件決定通知書に記載された徴収理由は、「あなたは、○で保護を受給していた平成27年1月から平成27年2月の期間と、○で保護を受給していた平成27年3月から平成27年4月、平成28年2月から平成28年5月の期間の臨時福祉給付金、個人名での入金など、計○円を申告することなく、平成27年1月1日から平成27年4月30日までと、平成28年4月1日から5月31日までの間、生活保護費を受給していました。よって、不正な手段により受給した生活保護費として、合計○円を生活保護法第78条第1項の規定に基づき費用徴収します。」というものであり、各入金を特定するに足りる具体的内容（例えば、入金日、入金額、入金の性質を示す記載事項など法第29条調査で判明した取引履歴）が明確でないことから、「不正の事実」の存否に係る実体的な争点の検討に先立ち、このことが、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項違反に当たるかどうかについて、まず検討する。

2 行政手続法第14条第1項違反の有無について

(1) 行政手続法第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」と規定する。

(2) 行政手続法第14条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し、又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される（最高裁平成21年（行ヒ）第91号同23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁参照）。そして、同項本文に基づいて提示すべき理由の内容及び程度は、特段の理由のない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に抽象的に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的な事実関係をも当然に知り得るような例外の場合を除いては、理由の提示として十分ではないといふべきである（最高裁昭和45年（行ツ）第36号同49年4月25日第一小法廷判決・民集28巻3号405頁参照）とされている。

また、口座への入金の不申告に起因する法第78条第1項の規定による費用徴収決

定処分の場合に行政手続法第14条第1項本文に基づいて提示すべき理由の内容及び程度については、決定通知書に「法第78条を適用する理由」として、「保護受給開始後から収入は無いと申告を受けていたが、口座に振り込みを見つけ、申告が虚偽であることが判明」と記載していた事案に関し、高等裁判所の裁判例（名古屋高等裁判所平成31年（行コ）第14号等令和元年12月6日判決）では、「原告は、本件原告口座のほかにも複数の預貯金口座を保有し、複数回にわたり取引を行っていることが認められ、金融機関、振込日、振込金額等が具体的に記載されなければ、原告において、どの口座へのどの振込みを収入として申告しなかったことが処分の理由とされているかを理解することは困難」であるとして、「行政手続法14条1項本文の要求する理由提示として不十分」と判示している。

- (3) これを本件に関し、本件決定通知書に記載された「処分の理由」をもって、「どの口座へのどの振込みを収入として申告しなかったことが処分の理由とされているかを審査請求人が理解すること」ができたかどうかを検討する。

まず、入金口座の特定に関しては、本件金融機関以外の口座を審査請求人が有していたという事実は認められず、かつ、審査請求人においても本件金融機関の口座への入金についていうものと明確に理解していたものと考えられる。

次に、各入金の特定に関しては、本件決定通知書には、臨時福祉給付金に係る部分を除き、「個人名での入金」とあるのみであり、各入金額についても臨時福祉給付金を含めた全体の合計額（計〇円）の記載にとどまり、その内訳となる入金はいくつ（何件）含まれているのか、それぞれの入金額はいくらで、いつの入金であり（ただし、合計額に含まれる入金のあった月は記載）、入金名義はどうであるのか等、個別の入金を特定するに足りる明細は、審査請求人に示されていなかった。

そうすると、本件処分のうち、臨時福祉給付金に係る部分を除く部分（以下「個人入金部分」という。）については、審査請求人が本件処分時に〇であったという事情も踏まえると、本件決定通知書の送付を受けた際、どの入金について収入として申告しなかったことが処分の理由とされているかを審査請求人は理解することは困難であったといえるから、上記の判例及び裁判例に照らせば、行政手続法第14条第1項本文の定める理由提示の要件を満たすものとはいえないと認めるのが相当である。

なお、本件処分のうち、臨時福祉給付金に係る部分については、審査請求人において、上記の理解をすることができる程度の記載があると認められるから、行政手続法第14条第1項本文に定める理由提示の要件を満たすものというべきである。

- (4) 以上により、本件処分のうち個人入金部分については、行政手続法第14条第1項本文に違反するものである。

3 法第78条第1項の要件充足性について

- (1) 本件処分の実体的争点として、本件処分における法第78条第1項の要件充足性について検討する。なお、2のとおり、本件処分のうち個人入金部分については違法と解するものであるが、事案に鑑み、本件処分の全体について検討する。

- (2) まず、本件不申告収入とされた各入金が法第4条第1項の「利用し得る資産」に当たるかどうかを検討するに、これらの入金は、本件金融機関の審査請求人名義の

口座にされたものであり、かつ、審査請求人が保護を受けていた期間中のものである。当該口座は、審査請求人の管理下にある以上、各入金ができるごとに、審査請求人の利用可能な資産は増加したものと認められるから、本件入金はいずれも、法第4条第1項の「利用し得る資産」に当たるといえる。

これに対し、審査請求人は、当該口座の取引履歴を記帳しておらず、本件入金について認識していなかったこと及び本件入金の一部に関しては、知人にキャッシュカードを何度か渡したことがあるので、その知人が入金に関与したものであって、自己の収入ではない旨を主張する。

しかし、当該口座の取引履歴を記帳しておらず、本件入金について認識していなかったとの審査請求人の主張については、入金した当日に全額が出金されている場合がほとんどであり、そうでない場合でも数日中に相当額が出金されていることから、当該口座を管理する審査請求人が本件入金について認識がなかったとは認めがたい。

また、審査請求人がキャッシュカードを知人に渡したということがあったとしても、上記に述べるとおり、審査請求人が管理する口座に入金された上は、審査請求人の利用可能な資産が増加したものと認められる一方で、自己の収入であることを否定する証拠は、審査請求人から何ら示されていない。

したがって、本件入金については、いずれも法第4条第1項の「利用し得る資産」に当たる。

(3) 次に、本件入金に係る収入を申告しなかったことが法第78条第1項の要件を充足するかどうかについて検討する。

ア 本件入金を収入認定することの適否について

(2) で述べるとおり、本件入金については、いずれも法第4条第1項の「利用し得る資産」に当たるから、特段の事情がない限り、収入認定の対象とすべきものと解するのが相当である。

本件においては、臨時福祉給付金について後述するような収入認定の対象としない旨の取扱いはなされておらず、その他収入認定の対象としない特段の事情は認められないから、本件処分において、これらの入金を収入認定の対象とし、収入申告をすべきものとして取り扱ったことに、違法又は不当はない。

イ 不実の申告その他不正な手段により保護を受けたか否かについて

(ア) 法令の規定及び関係通知等を踏まえると、法第78条第1項にいう「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、本来申告すべき事実を隠匿することも含まれ、申告について口頭又は文書による指示を受けたにもかかわらず、それに応じなかったときもこれに該当すると解するのが相当である。

(イ) なお、平成24年課長通知においては、法第78条第1項を適用する際の基準として、「(略) 被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法

第63条の適用が妥当である」としている。

(ウ) これを本件についてみると、審理員意見書においても、第6の1の(2)のイで述べられているとおり、審査請求人は、平成26年11月25日付けで〇市福祉事務所長に対し、平成27年10月7日付けで〇市福祉事務所長に対し、申告すべき世帯の収入には、就労による収入だけでなく全ての収入が含まれる旨の説明を受けた上で、法第61条確認書に署名・提出していることが認められるから、これらの事実からは、審査請求人は、こうした収入があった場合には福祉事務所長に届け出なければならないことを認識していたものと認められる。

その上で、審査請求人は、平成27年1月から4月まで及び平成28年2月から5月までの保護受給期間中、合計〇円が入金されたにもかかわらず、審査請求人に係る保護世帯は、収入がない旨が記載された収入申告書を提出しており、平成28年6月27日に、本件金融機関に対する法第29条調査により本件未申告収入が判明するまでの間、正確に収入の申告をしようとした事実は認められない。

そうすると、平成24年課長通知で示された法第78条第1項の適用基準に該当しないと認められる特段の事情がない場合には、本件入金に係る収入の申告をしないまま、保護を受けていたことは、不実の申告その他不正な手段により保護を受けたということができる。

(エ) これに対し、審査請求人は、臨時福祉給付金の入金に係る部分に関しては、その申請を行った事実をケースワーカーに口頭で伝えているから、不正の意図はない旨を主張する。

この事実自体は、確認することができなかつたものであるが、そもそも臨時福祉給付金は、政府の方針の下、平成26年4月の消費税率の引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対する制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として市町村が支給することとされていたものである。

臨時福祉給付金の支給対象者には、制度上、生活保護受給者は含まれていなかったが、審査請求人は、申請時には、生活保護受給者ではなく臨時福祉給付金の受給申請を適切に行った余地があるものと認められるところ、本件のように受給申請を行った者が受給時には保護を受ける場合があることは、審査請求人以外の場合も含めて、十分に想定されるものといえる。

臨時福祉給付金は、本件の処分庁に当たる〇市長が支給決定したものであることも踏まえ、当審査会では、上記記載のとおり、十分に想定される本件のようなケースへの対応として、各事務担当間での連携や調査の実施の有無について処分庁に確認したが、そのような連携や調査は実施しておらず、本件においても、本件保護実施機関は、審査請求人の当該受給の事実を当然に知り得る状況ではなかつたとの回答があつた。

しかしながら、審査請求人以外の場合も含めて同様のケースは十分に想定されるものであり、かつ、処分庁と臨時福祉給付金の支給決定者は同一の者（〇市長）であること、福祉事務所には、法第25条第2項の「常に、被保護者の生活状態を調査」する一般的義務がある中で、本件のように個別に把握することができた場合は特段、そうでない場合には、各福祉事務所は当該受給の事実を知ること

ができず、もって収入認定を行いようがないのに、生活保護受給者らに、当該受給の有無を確認する取扱いをしていなかったことに鑑みると、福祉事務所の各担当者における不知はともかく、臨時福祉給付金の支給決定者に当たる処分庁としては、審査請求人が臨時福祉給付金を受給したことを知る余地はなかったということとはできないものと認められる。

(オ) さらに、臨時福祉給付金は、アで述べるとおり、収入認定の対象外とはされなかったものであるが、例えば、令和2年5月1日社援保発0501第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「特別定額給付金及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の生活保護制度上の取扱いについて」においては、特定の給付金を収入認定の対象としない旨を通知するなど、その取扱いは必ずしも一律ではない。特に、同じ制度の給付金が定期的に給付されないような一回性の給付金（臨時的な給付金）の場合には、国の制度ごとに、収入認定されないものと収入認定されるものが存在するといえるから、一般的に、被保護者において収入認定の適用の有無を当然に理解できるものとはいえないものと思われる。

この点、本件臨時福祉給付金においては、〇市による申請書類では、生活保護受給者は対象外とされているものの、本件のように申請後に保護を受けることとなった場合の取扱いに関する注意書き（収入認定や申告の必要等）はなく、及び処分庁においては、生活保護受給者らに、臨時福祉給付金の受給の有無を確認する取扱いをしていなかったものであることを踏まえると、審査請求人においては、臨時福祉給付金に係る収入認定の適用の有無を当然に理解することができたものとはいえないとみるべきである。

(カ) 以上のとおり、処分庁は、臨時福祉給付金の受給の事実を知る余地がなかったとはいえず、かつ、審査請求人は、臨時福祉給付金に係る収入認定の適用の有無を理解していなかったという前提に立って、平成24年課長通知における法第78条第1項の適用基準への該当の有無について検討するに、本件においては、①審査請求人について、不当に収入認定を回避して保護を受給しようという意思があったとか、処分庁から臨時福祉給付金の受給の有無を仮に尋ねられてもあえて虚偽の説明をしたであろうと認定するまでには到らないこと、②一回性の給付金に対する上記国の取扱いの実態を踏まえると、福祉事務所への届出又は申告を速やかに行わなかったことについて、審査請求人においてやむを得ない理由が認められる余地ないし福祉事務所も想定しなかった収入が事後に判明したともいう余地があること等に照らせば、本件処分のうち、臨時福祉給付金に係る部分に関しては、平成24年課長通知における同項の適用基準上、「法第63条の適用が妥当である」とされる部分に当たるから、同項の規定を適用した本件処分は、違法又は不当というべきである。

(キ) ただし、本件処分のうち、個人入金部分については、平成24年課長通知で示された法第78条第1項の適用基準に該当しないと認められる特段の事情もないから、本件入金に係る収入の申告をしないまま、保護を受けていたことは、不実の申告その他不正な手段により保護を受けたということができる。

(4) 以上により、本件処分のうち、臨時福祉給付金に係る部分については、法第78条

第1項の要件を充足せず、その他の個人入金部分については同項の要件を充足すると認める。

4 2及び3のまとめ

本件処分のうち、臨時福祉給付金に係る部分については、法第78条第1項の要件を充足せず、その他の個人入金部分については、同項の要件を充足するものの、行政手続法第14条第1項本文に違反するから、本件処分は、全体として違法ないし不当というべきである。

5 結論

以上の理由から、本件審査請求には理由があるから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

| | | |
|---------|----|----|
| 委員(部会長) | 西村 | 幸三 |
| 委員 | 小谷 | 真理 |
| 委員 | 杉江 | 正徳 |